

マイナ受付

対応しています

医療機関や薬局で、保険証の代わりに
マイナンバーカードを使う新たな方法。
それが「マイナ受付」です。



マイナンバーカードが
保険証として使えます。

マイナンバーカードを保険証として使うと

POINT 01

より良い医療が可能に！



初めての医療機関等でも、薬剤情報等の開示機能を使えば、今までに使った薬の情報が共有でき、より適切な医療が受けられるようになります。 ※開示できるのは、医師・歯科医師・薬剤師専任資格者のみです。

POINT 02

手続きなしで限度額以上の一時的な支払が不要に！



限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

このステッカーが目印！



事前に登録するだけで利用できます！



詳しくは 

マイナポータル



患者の皆様へ

- 当院はマイナ保険証を利用し診療情報を取得・活用し、またオンライン請求を行うことにより、質の高い医療の提供に努めています。
- 正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。